

別表 1

補助の対象となる経費

経費の種類	内容
1 機械装置等費	機械装置等の購入に要する経費
2 広報費	パンフレット・ポスター・チラシ等を作成するため及び広報媒体等を活用するために支払われる経費
3 展示会等出展費	新商品等を展示会等に出展又は商談会に参加するために要する経費
4 旅費	情報収集（単なる視察、セミナー、研修等への参加は除く。）又は各種調査を行うため及び再起へ取り組む売上向上（展示会等の会場との往復を含む）等のための旅費
5 開発費	新商品の試作品、包装パッケージ等の試作開発に伴う原材料費又は設計、デザイン、製造、改良若しくは加工のために支払われる経費
6 借料	機器、設備等のリース料又はレンタル料として支払われる経費
7 専門家謝金	指導・助言を受けるために依頼した専門家等に謝礼として支払われる経費
8 専門家旅費	必要な指導・助言等を依頼した専門家等に支払われる旅費
9 設備処分費	作業スペースを確保する等の目的で、当該事業者自身が所有する死蔵の設備機器等を廃棄・処分し、又は借りていた設備機器等を返却する際の修理・原状回復に要する経費
10 調査・委託費	1 から 9 までに該当しない経費であって、業務の一部を第三者に委託（委任）するために支払われる経費（市場調査等についてコンサルタント会社等を活用する等、自ら実行することが困難な業務に限る）
11 外注費	1 から 10 までに該当しない経費であって、業務の一部を第三者に外注（請負）するために支払われる経費（店舗の改装等、自ら実行することが困難な業務に限る）
12 車両購入費	車両の購入に要する経費

注) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する風俗営業に係る経費については、対象としない。

別表 2

補助上限額、補助下限額、補助率、補助金の額の算定方法

産業区分	補助上限	補助下限	補助率	補助金の額の算定方法
製造業	1000万円	200万円	2/3以内	補助対象経費の総額に補助率を乗じて得た額（ただし1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる）と補助上限の額を比較して少ない方の額。 ただし、補助下限の額を下回る場合は、補助金を交付しないものとする。
製造業以外	500万円	100万円		